

資料 1-3

障害者加算について

生活保護を受給している世帯に一定の障がいがある方がいる場合、 生活保護費に上乗せして支給される加算	
障害者加算 対象	1. ※身体障害者手帳 1 級または 2 級、もしくは※障害年金 1 級程度の障がいがある方 2. 身体障害者手帳 3 級、もしくは障害年金 2 級程度の障がいがある方 3. 精神障がいの方は、障害年金を受給していない状態で精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級を所持していれば、障害者加算の対象になる場合がある ※ 症状固定と診断されていなければ、初診日から 1 年 6 ヶ月が経過するまで、申請が受理されない
補足説明	<ul style="list-style-type: none"> ● 入院中であつたり介護施設に入所していたりする場合も加算あり ● 障害者手帳と障害年金のどちらかの等級が該当しなくても、もう一方が該当していれば加算を受けられるので、申請手続きをする

身体障害者手帳	1級	2級
視覚	92	63
聴覚・平衡機能	35	71
音声・言語機能	7	8
肢体不自由	591	499
内部障害	1088	20
合計	1813	661

精神障害者保健福祉手帳	1級	2級
	100	629

R6 年3月31日現在 木更津市の市政の概要より

障害者加算に加えて、以下の対象世帯に該当する方であれば、加算を得られる場合があります。申請必要

加算名	対象世帯
重度障害者加算	※身体障害者手帳 1 級または 2 級、もしくは※障害年金 1 級程度の障がいがある方
重度障害者家族介護料	身体障害者手帳 1 級または 2 級、障害年金 1 級程度の障がいがある方を、同一世帯に属するものが介護している世帯 ※精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している方も対象
在宅重度障害者介護料(他人介護料)	介護保険サービスなどを利用限度額まで利用しても、さらに介護が必要で、家族以外から介護を受ける世帯
在宅患者加算	結核患者もしくは 3 ヶ月以上にわたって医師の診断により在宅で治療や栄養補給を要する方がいる世帯

※ 日常生活において常時介護を必要とする方 とは 厚生労働省の見解

厚生労働省は、生活保護受給世帯への支給額算定に関し、家族を介護している場合に上乗せされる家族介護料加算の対象となる世帯の障害児者が、介護・障害福祉サービスを利用したことで一律に家族介護料が加算されなくなるわけではないとの見解